

環境を学び、考え、行動する人が育つまち いといがわ
～豊かな自然と心安らぐ環境を目指して～

第2次糸魚川市 環境基本計画

[2020年 ▷ 2030年]
(令和2年度) (令和11年度)



令和2年3月

糸魚川市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の改定の経緯	1
2. 本市の環境を取り巻く背景	1
3. 計画の位置づけ・性格	6
4. 計画の対象範囲	6
5. 計画の対象地域	6
6. 計画の期間	6
7. それぞれの役割	6
第2章 環境の現状と課題	7
1. 糸魚川市の概況	7
2. 糸魚川市の環境の現状	10
3. 前計画の進捗状況	18
4. 市民意識調査結果	21
5. 環境の現状から見た重点課題と策定の方針	25
第3章 計画の目標	29
1. 目標とする環境像	29
2. 分野別基本目標	29
第4章 施策の展開	30
1. 施策の体系	30
2. 環境像の実現に向けた取組	32
第5章 計画の推進に向けて	45
1. 計画の進行管理	45
2. 進行管理の手法	45
3. 進行管理における役割分担	45
4. 年次報告書への掲載・公表	45
5. 計画の見直し	45

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の改定の経緯

本市では、糸魚川市環境基本条例第8条の規定に基づき、環境に関して総合的かつ計画的に環境施策を推進していくための指針を定めた糸魚川市環境基本計画を平成22（2010）年3月に策定しました。そして今回、現計画の計画期間の終了に伴い、当市をとりまく社会情勢や経済情勢の変化、国・県の動向、市の環境施策の検証等を行い、今後10年を見据えた「第2次糸魚川市環境基本計画」を策定します。

また、平成26（2014）年12月に策定した「糸魚川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と「糸魚川市新エネルギービジョン」の中間見直しの内容を組み込み、一元的な進捗管理を図ることとします。

2. 本市の環境を取り巻く背景

（1）国の第5次環境基本計画（平成30年4月策定）

今後の環境政策の方向性として、「経済社会システム、ライフスタイル、技術といったあらゆる観点からイノベーションを創出することが重要である。また、環境保全上の効果を最大限に発揮できるようにすることに加え、諸課題の関係性を踏まえて、経済・社会的課題の解決（同時解決）に資する効果をもたらすようにデザインしていくことも重要である。これらにより、将来に渡って質の高い生活をもたらす『新たな成長』につなげていく。」としています。

また、6つの「重点戦略」を定め、「重点戦略を支える環境政策」を揺るぎなく着実に推進していく必要があるとしています。さらには、「地域循環共生圏」と「環境・生命文明社会」の構築に向けた新たな考え方が示されています。



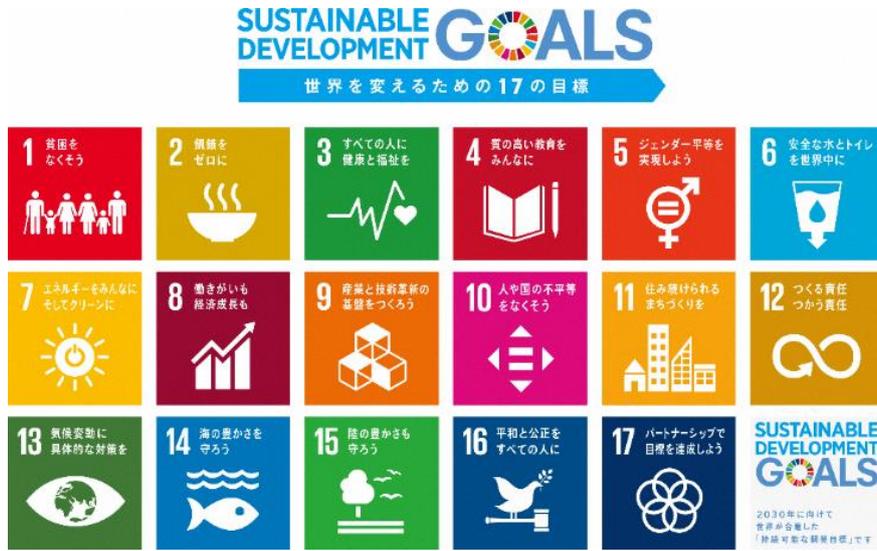
図1-1 国の第5次環境基本計画の施策概要

（2）持続可能な開発に向けた取組の推進

平成27（2015）年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体が、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、協働して解決に取り組んでいくことを決意した画期的な合意です。

※アジェンダ：国際的な会議等で使われる大規模計画

2030 アジェンダの中核を成す「持続可能な開発目標（SDGs）」は、17のゴールと、ゴール毎に設定された合計169のターゲットで構成され、各々の目標が相互に関連し、分野横断的なアプローチが必要とされていることが大きな特徴です。



出典：国連広報センター

図 1-2 持続可能な開発目標 SDGs17 のゴール

（3）地球温暖化問題への対応

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第5次評価報告書によると、気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、台風等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しており、極端な異常気象、深刻な干ばつによる食料不足、都市部においては暑さによる身体へのストレス、暴風雨、極端な降水が発生するなど、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

このような状況の中、平成27（2015）年12月、フランス・パリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、法的拘束力のある国際約束であるパリ協定が採択され、「世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を掲げ、日本もパリ協定に締結しました。

我が国は平成28（2016）年、パリ協定や平成27（2015）年に国連に提出した「日本の約束草案」を踏まえ、2030年度の中期目標として、「温室効果ガスの排出を平成25（2013）年度比26%削減する」とともに、長期目標として「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」としており、目標達成に向けた取組の推進が必要です。

また、気候変動に対応するためには、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけでなく、既に現れている影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」を進めることが重要です。このため国は、平成30（2018）年12月に施行された気候変動適応法に基づいて、現在生じている被害や将来予測される被害の回避・軽減等を図るため、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって総合的に進めています。



動物植物の絶滅リスクの増加 マラリア感染地域の拡大 熱帯低気圧の強大化 食料不足
 出典：環境省「地球温暖化パネル」

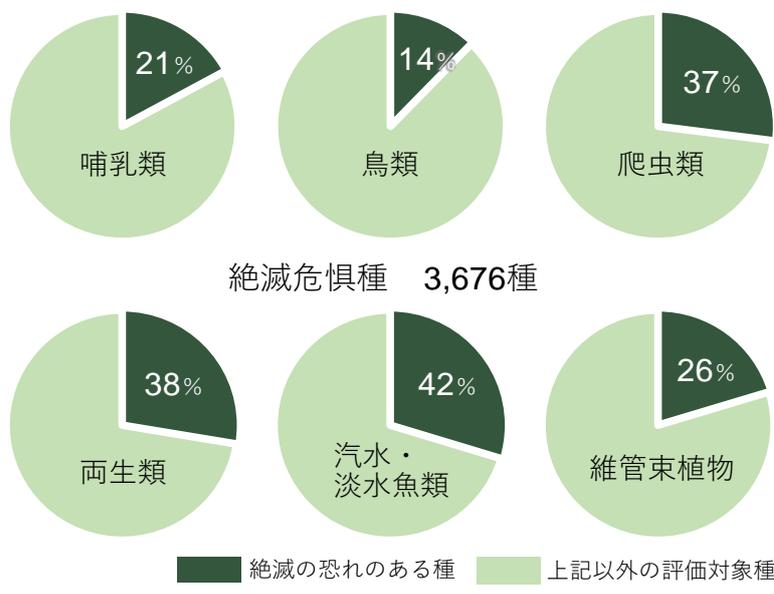
図 1-3 地球温暖化の進行による脅威の例

(4) 生物多様性の危機への対応

国は「生物多様性国家戦略 2012-2020」において、日本における生物多様性について以下の「4つの危機」に直面しているとしています。

- 第1の危機 開発など人間活動による危機**
 過度の開発や乱獲による在来種の減少・絶滅、生息・生育地の減少
- 第2の危機 自然に対する人の働きかけの縮小による危機**
 里山などの手入れ不足による自然の質の低下
- 第3の危機 人間により持ち込まれたものによる危機**
 外来種や化学物質などの持ち込みによる在来種の捕食、生態系のかく乱や、他地域からの放流による地域ごとの遺伝子集団かく乱
- 第4の危機 地球環境の変化による危機**
 地球温暖化や酸性雨、オゾン層破壊など地球環境の変化による生きものへの悪影響（生育・生息地の減少）

環境省レッドリストでは、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕していると指摘しています。



※環境省レッドリスト 2019 を基に作図

図 1-4 日本の野生生物の絶滅の恐れのある種の割合

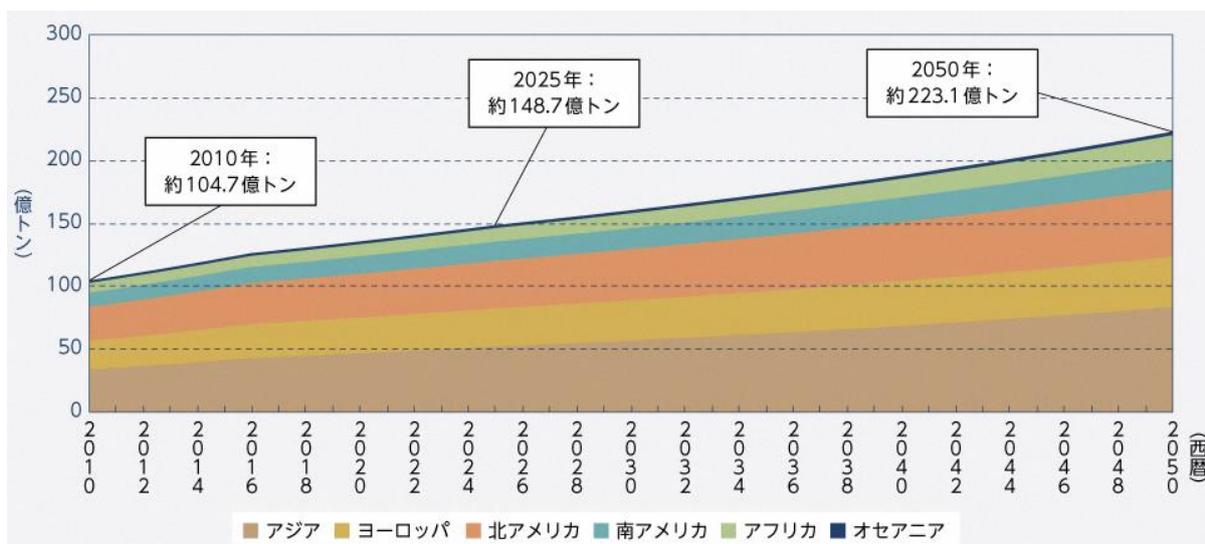
(5) 資源や食料需給のひっ迫への対応

大量生産・大量消費社会が世界に広がることで、地球規模の人口増加、経済発展、都市化が進行しています。循環型社会という観点からは、今後、資源価格の高騰、鉱物資源の品位低下だけでなく、不適正な天然資源の採掘や廃棄物からの有用金属の抽出等に伴う環境破壊や健康被害の拡大、資源確保を巡る紛争の発生等の課題が生じることが懸念されています。

さらに、近年では海洋中のマイクロプラスチックによる生態系への影響も懸念されており、国際的にも関心が高まっています。

また人類の生存に欠かせない食料資源についても、中長期的には需給がひっ迫することが懸念されている一方、国内においてはその食料の多くを海外に頼りながら、依然として本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品ロス）が大量に発生している状況です。

このため、国は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を進める中で、資源循環だけでなく同時に生物多様性や自然環境保全に配慮した統合的取組や経済的側面、社会的側面にも視野を広げた取組を進めています。



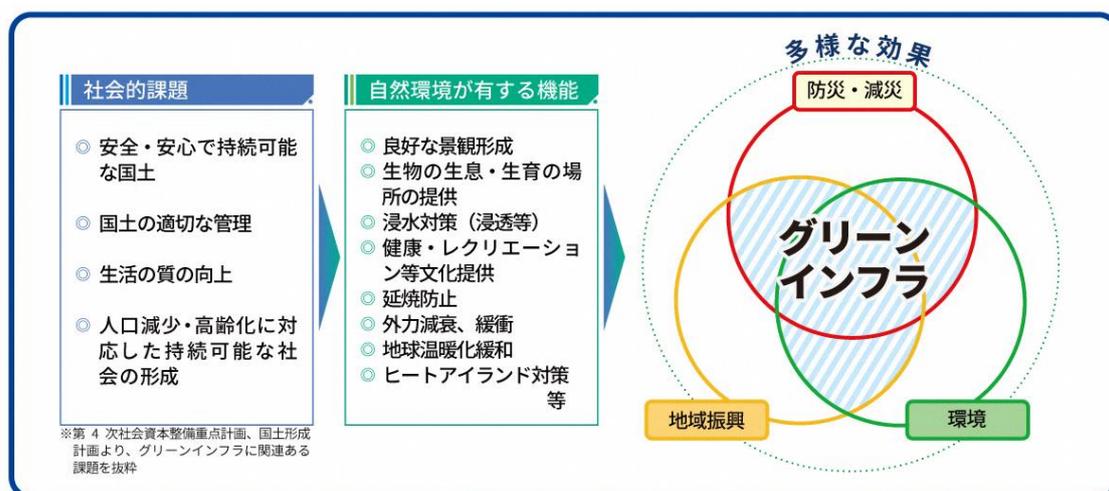
出典：平成 23 年度版環境白書

図 1-5 世界の廃棄物発生量の将来予測

(6) グリーンインフラ・Eco-DRRの導入検証

自然環境が有する多面的機能をインフラ整備に活用する「グリーンインフラ」が、近年欧米を中心に組み込まれています。また、類似概念として、防災・減災におけるリスク脆弱性低減に、自然環境の多面的機能を活用する「Eco-DRR (Ecosystem-based Disaster Risk Reduction)」という考え方も注目を集めています。これらは、コンクリートなどの人工構造物を使ったインフラ整備と対峙するものではなく、双方の特徴を踏まえつつ代替的あるいは相補的に活用されています。

グリーンインフラやEco-DRRは、動植物が生息する空間を活用するため、施工面積が広く、定量的評価が難しくなります。一方で、整備後に劣化しづらい、管理コストが低い等の特徴があるため、持続可能な国土形成の実現に向けて効果的な取組とされています。実は、こうした取組は、海岸沿いの防風林など、地域の特性に応じて伝統的に取り組まれていることが多く、暮らしの中から地域資源として再認識することが重要とされています。



◎ 防災・減災や地域振興、生物生息空間の場の提供への貢献等、地域課題への対応

◎ 持続可能な社会、自然共生社会、国土の適切な管理、質の高いインフラ投資への貢献

【横浜市 グランモール公園】



【矢作川水系伊賀川 愛知県】



図 1-6 グリーンインフラの導入事例

資料：国土交通省

3. 計画の位置づけ・性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、糸魚川市環境基本条例第3条に掲げられた基本理念の5つの柱の実現に向けた中心的役割を担うものであり、同条例第8条の規定に基づき策定する環境の保全に関する基本的な計画に位置付けられます。

(2) 計画の性格

本計画は、市の環境保全における最も基本となる計画であるとともに、「糸魚川市総合計画」を環境の側面から推進する部門別計画としての性格を有し、市が策定する個別の行政計画や事業に対し、環境の保全に関する基本的方向を示します。

4. 計画の対象範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、次のとおりとします。

分野	内容
地球環境	地球温暖化／再生可能エネルギー／オゾン層の破壊・酸性雨
自然環境	ジオパーク／生物多様性／農村環境
資源循環	ごみの減量化／リサイクルの推進／ごみの適正処理
生活環境	環境公害／非常時対応／環境美化／公園・緑地
環境行動	意欲啓発／環境教育／情報提供

5. 計画の対象地域

計画の対象とする地域は、市全域とします。ただし、大気や水環境、地球環境問題など、広域的な対応が必要な事項については、国、県及び周辺自治体との連携や地球全体を視野に入れた計画とします。

6. 計画の期間

本計画の対象期間は、令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

また、市を取り巻く環境や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

7. それぞれの役割

(1) 市の役割

市は、環境の保全に関する取組を推進するけん引役として、この計画に基づく環境施策を実施するとともに、自らも一事業者・一消費者として、環境の保全に関する行動を率先して実行する役割を担います。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動を行うにあたり、公害の防止、廃棄物の発生及び排出の抑制と資源の循環、省エネルギーの実践や再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境施策に協力する役割を担います。

(3) 市民等の役割

市民等は、人と環境とのかかわりについて理解を深め、日常生活に伴う廃棄物の排出抑制、限りある資源・エネルギーの節約、再生可能エネルギーの利用促進など、環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実践する環境施策に協力する役割を担います。